

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本将棋連盟の役員の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については、本給、期末手当、通勤手当及び退職慰労金、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬額)

第3条 役員の本給月額及び非常勤理事報酬は、別表のとおりとする。

(期末手当)

- 第4条 1 期末手当は、6月1日（以下「夏季」という。）及び12月1日（以下「冬季」という。）また、両日を以下「基準日」という。）に、それぞれ在職する役員に全額支給する。当該基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。
- 2 期末手当の金額はそれぞれの基準日の本給月額に支給係数を乗じた金額とし、支給係数は別表職員給与規定第26条の賞与の項に準じた係数とし、理事については理事会にて決定した金額を支給し、監事については、総会で決定した金額を支給する。
- 3 非常勤役員には、期末手当は支給しない。

(通勤手当)

- 第5条 1 通勤手当は、職員給与規定第19条の通勤手当細則の項に準じて、該当する役員に支給する。
- 2 非常勤役員には支給しない。

(退職慰労金の金額)

第6条 役員退職慰労金については別に定める。

(報酬の支払日及び支払方法)

- 第7条1 本給は、毎月、総会で選任された日から翌月のその前日までの1ヶ月分を当月20日に支給する。20日が土、日、祭日のときは、その前日に支給する。
- 2 夏季及び冬季手当の支払日は職員の支払日に準じてそれぞれ6月と12月に支給する。
 - 3 役員報酬は、法令の定めるところにより、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その金額を控除した残金を現金で支給する。
 - 4 支給は本人希望の金融機関より銀行振込みにて支給日に支給する。

(規程の変更)

- 第8条 この規程の変更は、理事会において出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第3条ないし第4条の変更については、定款第25条の定めによる。

公益社団法人日本将棋連盟 役員報酬規程 別表

常勤理事報酬の本給月額

会 長	410,000 円
専 務 理 事	372,000 円
常 務 理 事	342,000 円
理 事	320,000 円
職員兼務理事	100,000 円

非常勤理事報酬

理事会出席の都度	50,000 円
----------	----------

※報償費として支払い

監事報酬の本給月額

監 事	80,000 円
-----	----------

役員退職慰労金規程

- 第1条 当連盟の理事及び監事（以下役員という）が退任した際に支給すべき退職慰労金は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 退職した役員に対しては、この規程の定めに従って、退職慰労金を支給する。
- 第3条 ①退職慰労金は、各役員の各年度ごとの基本給を加算した額とする。
②在位年数のうち1年未満の月数は、年に換算し、小数第3位未満を四捨五入して計算する。
③合計した金額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円単位に切り上げる。
- 第4条 退任役員について、在任中任務懈怠があったとき、または特に重大な損害を連盟に与えたときは、理事会の決議で第3条により算出した金額を減額することができる。
- 第5条 連盟の財政状況の不振その他止む得ない事由により、退職慰労金を支給することが困難と認められる場合は、理事会の決議で相当の額まで減額するか、支給を延期することができる。
- 第6条 退職慰労金の支払日及び支払方法
- 1 退職慰労金は、退職後一ヶ月以内に支払うものとする。
 - 2 退職慰労金は、法令に定めるところにより退職慰労金より控除すべきものがある場合には、その金額を控除した残金を現金にて支給する。
 - 3 支給は本人希望の金融機関より銀行振込みにて支給する。
- 第7条 この規程は理事会の決議により改訂することができる。ただし、第3条の変更については、定款第25条の定めによる。
- 第8条 非常勤役員には退職慰労金は支給しない。

附則 この規程は平成23年4月1日より施行
平成25年3月13日第2条変更